

## 第 22 期第 14 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 2 時から午後 2 時 20 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階「第 5 会議室」

### 議 題

#### 1 指示事項

(1) 道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕禁止について (資料 1)

#### 2 報告事項

(1) コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止に係る委員会指示の公報掲載について (資料 2)

#### 3 その他

(1) 令和 8 年 4 月の委員会開催日程について

(2) その他

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 小島 善光、濁川 謙二、平田 英二
- 遊漁者委員 伊藤 義明、長塚 徳男
- 学識経験委員 井貫 晴介、内田 和男、津谷 信一郎
- ・ 事務局 原事務局長、広瀬事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 小川担当課長、仲手川 GL、片山副技幹

## 議 事

原事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中8名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしく願いいたします。

議 長  
(井貫会長)

ただいまから第14回の委員会を開会いたします。本日の議題ですが、指示事項が1件、報告事項が1件とその他となっております。

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。小島委員、伊藤委員、よろしく願いいたします。

両委員

(了 承)

議 長

それでは議事に入ります。まず指示事項(1)「道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕禁止について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事

【資料1に基づき説明】

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見等がありましたらお願いします。

内田委員

遊漁者がわかさぎを採る時は、釣りですか。それとも投網等を使うのでしょうか。

事) 広瀬代理

釣りではなく、網等の漁具を使用しているようです。

内田委員

網が主なのですね。

事) 広瀬代理

はい。釣りができるような状況ではありません。

内田委員

普通の網ですか。刺し網を投げたりとか。

事) 広瀬代理

刺し網など大規模に行っているか確認してはいないのですが、網で掬うというような行為かと思います。

内田委員

掬うとなると、たも網ですね。もしわかれば教えていただき、参考にしたいと思います。

事) 広瀬代理

はい。

議 長

他に何かございますか。

津谷委員

相模原市からの副申というのは、書面か何かで来ているのでしょうか。どういったものなのでしょうか。

事) 河野主事

禁止区域拡大時の副申でしょうか。

津谷委員

先程説明されていた、相模原市からの副申です。

事) 河野主事

副申は今回提出いただいたものではなく、禁止区域が拡大された際には相

模原市から提出されたのですが、今回御説明させていただいたのは、相模原市からの支援を受けているという内容で、特に書面等を提出いただいている状況ではございません。

津谷委員 津久井湖遊船協会が支援を受けているということでしょうか。

事) 河野主事 はい。

津谷委員 特にこちらの方に、市から何かをしてほしいというものが来ているわけではないのですね。

事) 河野主事 はい。津久井湖遊船協会の増殖事業が、支援を受けているという状況です。

津谷委員 わかりました。

議 長 他に何かございますか。

先程の漁法の件ですが、4ページの平成14年の欄に、「投網、金網などによる乱獲」と書いてありますね。

内田委員 すみません。ありがとうございました。

議 長 他に何かございますか。

実際には、2月中から採捕していたのでしょうか。

事) 広瀬代理 特別採捕の許可は出ておりますので、早めに始められていました。

平田委員 今は渇水していて、ここは水がないですね。

事) 河野主事 はい。今年については、渇水の状況のようです。

平田委員 おそらく、さらに下流に水があって、産卵の時期になると、さらに下流にわかさが遡上しますよね。そこで一般の人が採捕しても、エリアが違うので禁止にはできないということでしょうか。

事) 広瀬代理 こちらの指示の範囲外になります。

平田委員 そうですね。

議 長 ちなみに、芦ノ湖の方は、去年はどうだったのでしょうか。

平田委員 去年は、卵がよく採れました。ただ、今年の水が1m減っていて、過去に、減水している年はよくなかったので、心配しています。運搬についても、卵を運んだり、養魚場に卵を受け入れたりするのにも、栈橋が干上がってしまって岸へ上がれないので、今どうしようかと考えています。卵は採れると思うのですが。

議 長 ありがとうございました。他に何かございますか。

他にないようでしたら、案のとおり委員会指示を発動するというところでよろしいでしょうか。

委員一同 (了 承)

議長 それでは、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項（１）「コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止に係る委員会指示の公報登載について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事）河野主事 【資料２に基づき説明】

議長 ただいま事務局から報告がありました。特に質問等はよろしいですね。それでは、報告を了承するというにしたいと思います。

何か委員の皆様から御発言等ありましたらお願いします。よろしいですか。

伊藤委員 耳に挟んだことなのですが、宮ヶ瀬ダムを釣りの場所として開放するという動きがあるということを御存知でしょうか。相模原市が動いているようなのですが。

議長 何か聞いていますか。

水）仲手川 GL 水産部局ではないのですが、政策局が要望を受けて調査をして、今後釣りの場として利用するという取組を相模原市とも連携して進めていると聞いております。

伊藤委員 そういった場合、主に対象とする魚種というのは決まってくるものなのでしょうか。それとも元々どのような魚種がいるのかを調査した上で、対象の魚種を絞っていくということになるのでしょうか。

水）仲手川 GL そうですね。ただ、わかさぎが１つの対象だと言われています。

伊藤委員 そこに、ブラックバスを今後どうしていくかという話を何かで見たのですが、そういったところではやはりコクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止について、こちらで今後審議していくことになるのでしょうか。

水）小川担当課長 ブラックバスについては、国の方も、漁業権で認めているものが、芦ノ湖と静岡県にあって、静岡県についてはもう止めるような話で、将来的には神奈川県のみになるのです。非常に反対も強いので、宮ヶ瀬ダムで活用するというのはおそらくあり得ませんし、水産部局としては反対せざるを得ないです。相模川水系ですから、川に流れ出るということを考えると、ダムがあったとしても妨げることはできませんので、バスの利用というのは水産部局として反対することになります。ただ、検討しているかどうかはわかりませんが。

伊藤委員 対象の魚種として候補に挙がっているのが、わかさぎと、ブラックバスも釣り具メーカーからも色々と意見があるので、魚種として名前が挙がっているようでした。

水) 小川担当課長	<p>委員会指示の方も持ち出しの禁止がありますし、漁業調整規則の方も、ブラックバスの移植の禁止というのが、罰則のある規定で、神奈川県のみで定められています。これについても、改正漁業法の中で、国からは、外したらどうかという話もあったのです。特定外来種のため、環境省関係の法律で禁止されているだろうという議論もあったのですが、取締りはどうするのかということで、環境省側の法令ですと取締りが不足するので、漁業法関係で制限をかけておけば、漁業監督吏員という形で取締りができますから、神奈川県としては漁業調整規則に移植の禁止を残してきたという経緯もあります。そのため、ブラックバスを新たな漁場に放流するといった形で活用するという事は、本県の場合は芦ノ湖以外ではあり得ないと考えていただいいてよいと思います。</p>
伊藤委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
議 長	<p>他に何かございますか。</p>
水) 仲手川 GL	<p>よろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>はい。</p>
水) 仲手川 GL	<p>水産課です。今のお話とは別の件なのですが、昨年 10 月の委員会で、相模川と酒匂川のあゆの禁漁期を短縮するという事を御説明させていただきました。</p> <p>このことについて、一昨日の 1 月 21 日から 2 月 19 日までの間、一般の県民の皆様等から御意見を募集したいと考えておりました、意見募集をしているところでございます。この結果を経て、来月の委員会で諮問をさせていただくことを予定しておりますので、御報告させていただきます。以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>他に何かございますか。ないようでしたら、本日の委員会はこれで閉会とします。遅れましたが、本年もよろしくお願いいいたします。</p>